

事務連絡
令和8年3月2日

一般社団法人日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」
について（周知依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号。以下「A I 法」という。）第13条に基づき、事業者、国民等の全ての主体（A I 法第4条から第8条に規定される、国、地方公共団体、研究開発機関、活用事業者、国民を指す。）におけるA I の研究開発・活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促すため、昨年末、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」（令和7年12月19日人工知能戦略本部決定）を策定したところです。

貴会におかれましては、これを御了知の上、特に活用事業者におけるA I の研究開発・活用の適正な実施をより確実なものにするため、別添のとおり貴会員病院等に対する周知への御協力をお願い申し上げます。

【本件担当】

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
人工知能政策推進室